

複数の相続人で事業を承継したものの、結果として事業を行っているのは一人だった場合、どうなるのでしょうか？

インボイス発行事業者である被相続人が死亡し、インボイス発行事業者でない相続人がその事業を承継した場合、みなし登録期間が生じ、相続人はインボイス発行事業者とみなされることとなりますが、**インボイス発行事業者は、基準期間における課税売上高等にかかわらず課税事業者に該当しますので、みなし登録期間中、相続人は課税事業者該当し、消費税の申告納税が必要**となります。

なお、例えば、複数の相続人が共同でインボイス発行事業者である被相続人の事業を承継したものの、実際には特定の相続人だけが承継した事業を行い、結果的に被相続人の事業を行うことがなかった相続人においては、**みなし登録期間中、他に課税資産の譲渡等がなく、かつ、差引税額もないような場合には、消費税の申告納税を行う必要はありません。**